

## 当区域における成年後見制度利用促進計画について

### 1 市町村成年後見制度利用促進計画に求められているもの

#### (1) 法令上の根拠

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)

(地方公共団体の責務)

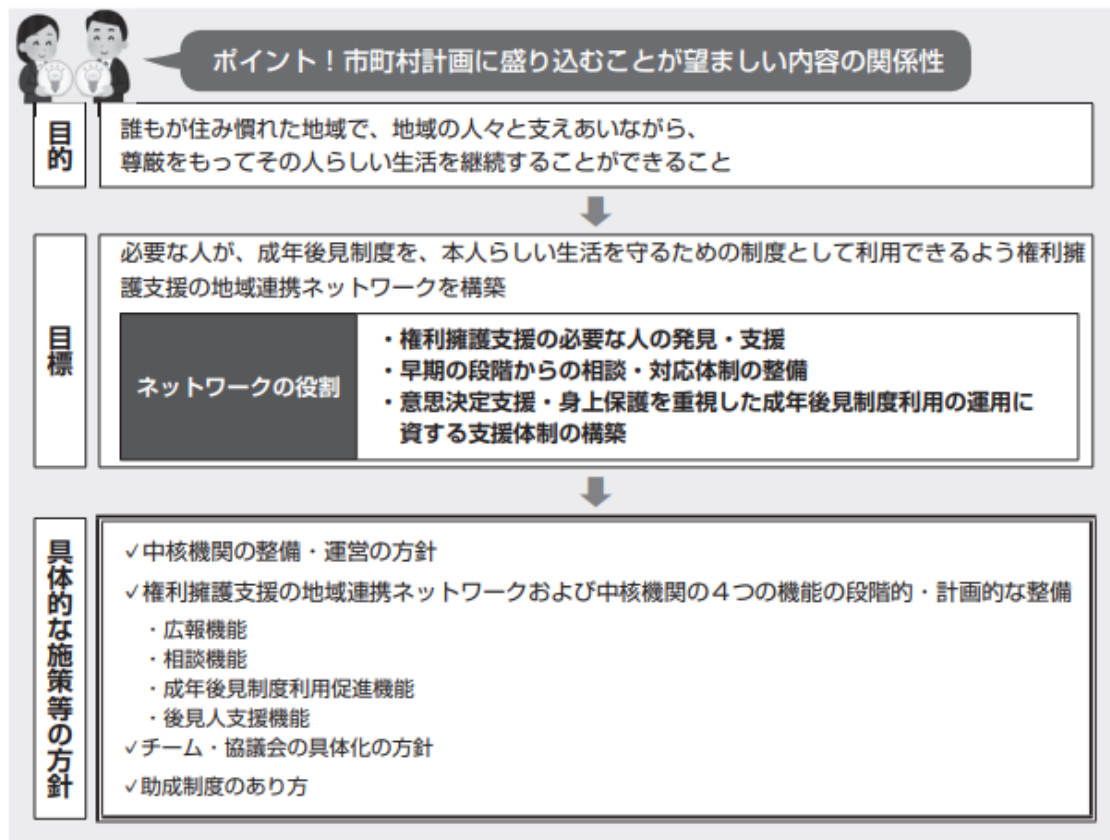
第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## (2) 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き



成年後見制度は、権利擁護支援のひとつの道具（ツール）であるので、目的は、「誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること」とされます。

計画は、そのために、「権利擁護支援の地域連携ネットワークをいかに作りあげるか」ということの方向性を確認するものです。

計画は、5年間を計画期間として策定します。しかし、その内容は、あくまで、策定時点の知見に基づくものです。社会情勢は、常に変動するものですので、毎年、進捗を確認するものとし、3年を目途に見直していきます。

## 2 国の動向

### (1) 国の成年後見制度利用促進基本計画

2017（平成29）年3月24日閣議決定

### (2) 成年後見制度利用促進基本計画における成果指標（KPI）を設定

2019（令和元）年5月30日

2021（令和3）年度末の数値目標を設定

（抜粋）

- ① 市町村計画を策定した市区町村数 全 1741 市区町村数  
⇒ 令和元年10月時点 134 市区町村
- ② 中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全 1741  
市区町村⇒ 令和元年10月時点 589 市区町村
- ③ 協議会等の合議体を設置した市区町村数 全 1741 市区町村  
⇒ 令和元年10月時点 150 市区町村

### (3) 基本計画の変更に関するワーキング・グループ設置（令和3年3月29日）

参考：ワーキング・グループでの検討スケジュール等（案）

#### ○ 地域連携ネットワークWG（主査：上山委員）

	開催日	ヒアリング・検討テーマ
第1回	令和3年4月14日（水）	中核機関の取組と社協の権利擁護支援
第2回	令和3年4月21日（水）	日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見
第3回	令和3年4月28日（水）	都道府県の役割と機能
第4回	令和3年5月6日（木）	権利擁護支援と包括的・重層的な支援体制
第5回	令和3年5月12日（水）	新たな支え合いの検討
第6回	令和3年5月20日（木）	多様な主体の参画①＜各種専門職団体＞
第7回	令和3年5月26日（水）	多様な主体の参画②＜民間団体・企業等＞

#### ○ 福祉・行政と司法の連携強化WG（主査：山野目委員）

	開催日	ヒアリング・検討テーマ
第1回	令和3年8月頃	福祉・行政と司法における今後の連携強化①＜福祉・行政＞
第2回	令和3年8月頃	福祉・行政と司法における今後の連携強化②＜司法＞

#### ○ 成年後見制度の運用改善等に関するWG（主査：新井委員）

	開催日	ヒアリング・検討テーマ
第1回	令和3年6月2日（水）	意思決定支援ガイドライン
第2回	令和3年9月頃	専門職団体から見た現状と課題
第3回	令和3年9月頃	法律相談・支援の取組と不正防止等
第4回	令和3年9月頃	金融機関と財産管理、後見人等報酬等

11

○令和4年3月に次期基本計画を閣議決定予定

### 3 策定委員会のスケジュール

予定	内容
令和3年 6月	令和3年度第1回策定委員会（アンケート、論点整理のための意見交換）
令和3年 8月	第2回策定委員会（素々案の提示：基本的な考え方、目次、骨格、意見交換）
令和3年10月	第3回策定委員会（素案の提示、意見交換）
令和3年12月	第4回策定委員会（パブコメ案提示）
令和4年 2月	第5回策定委員会（最終案確定）
令和4年 3月	計画書の送付